

(Ⅲ) 導入効果の分析・周知による農業 I C T の普及促進事業

第 1 趣旨

要綱別表Ⅳの 3 の導入効果分析・周知による農業 I C T の普及促進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第 2 事業実施主体

事業実施主体は、民間企業、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動組合、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は関係者からなる協議会とし、要綱別表Ⅳの 3 事業の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める満たすべき要件は以下のとおりとする。

- 1 事業の手續を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- 2 協議会規約において、一の手續につき複数の者が関与するなど事務手續に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 3 事業内容

本事業においては、情報通信技術（以下「I C T」という。）導入による経営改善事例を定量的に分析し、周知することで、担い手や現場指導者等の理解促進を図るため、以下の取組を実施するものとする。

1 調査・分析手法の検討

先行事例調査に当たり、農業者や指導者（都道府県普及指導員、JA 営農指導員等）、有識者等から構成される検討委員会を設置し、経営改善効果を定量的に調査するための調査項目や評価指標等を決定する。

2 先行事例の調査・分析

全国各地で I C T を導入して経営改善に成功した担い手の元に出向き、1 で決定した調査項目について定量的に調査・分析するとともに、調査結果を取りまとめて 3 の取組と連動して公表する。

3 分析結果等の周知

農業者や指導者、地域銀行等を対象として、地域の地方自治体等と連携して、2 で調査・分析した情報及び実用化された I C T を広く普及するためのセミナーを全国 5 か所以上の地域で開催する。

また、セミナーと連動して、主に指導者を対象とした技術研修の開催に努める。

セミナー参加者に対し、先行事例の調査結果をはじめとしたセミナーの内容に関する

る満足度等のアンケートを実施する。その中で、農業者に対しては、特に農業ICTの導入に関する取組意欲の変化等を確認する。アンケート結果は直ちにに取りまとめ、その後の調査・分析やセミナーの運営方法の改善につなげる。

また、技術研修参加者に対し、農業者等に向けたICTについての効果的な情報発信方法に関する意見を聴取し、取りまとめる。

第4 事業実施期間

交付決定日から平成31年3月31日までとする。

第5 事業の成果目標

1 要綱別表Ⅳの3の成果目標は、以下とする。

第3の3で実施するアンケート調査結果のうち、ICT導入の判断に必要な情報が得られたと答える農業者の割合を指標として、50%以上の目標値を設定するものとする。

2 成果目標の目標年度は、平成30年度とする。

第6 事業実施計画

1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の(4)に基づき、事業実施計画を別記様式第1号により作成し、生産局長に提出するものとする。

2 実施要綱第5の1の(6)の生産局長が定める重要な変更は、次に掲げるものとし、当該重要な変更に係る手続きについては、第7に準じて行うものとする。

(1) 事業内容の追加又は削除

(2) 事業目的及び成果目標の変更

(3) 補助事業費の3割を超える増減

(4) 国庫補助金の増加又は3割を超える減少

3 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載し、生産局長の承認を得るものとする。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業の承認及び着手

1 事業の承認については、要綱によるほか、次の(1)及び(2)に基づき行うものとする。

(1) 生産局長は、要綱別表Ⅳの3の補助要件欄に掲げる要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(2) 生産局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外に事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知する

ものとする。

- (3) 事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領による補助金等候補者に選定されたことをもって、公募要領に基づき提出された事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、生産局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、交付要綱第3の1の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 生産局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、別記1に掲げる経費のうち本事業に直接要する別紙の経費であつて、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によってその金額が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別紙の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。
- 2 いずれの事業を行う場合も、次の取組は、助成対象としない。
 - (1) その成果について、公共の用に供さない取組
 - (2) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
 - (3) 本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた取組
- 3 交付申請のあつた金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

第9 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めないものとする。

- 1 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 5 1件（個）当たりの購入額が5万円以上の物品の取得に要する経費及び1件（個）当たりの購入価格が5万円未満の物品のうちパソコン、デジタルカメラ等、事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費
- 6 飲食費
- 7 査証若しくはパスポートの取得又は傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 8 宿泊施設（ホテル）の付加サービス（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）の利用に要する経費
- 9 事業実施主体の他の事業に要する経費と区分できない経費
- 10 設備（機械・装置）等の開発・改良に要する経費
- 11 商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費
- 12 事業と関係ない者との面談又は見学に要する経費（事業実施主体における人件費、宿泊費等を含む。）
- 13 日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）
- 14 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第10 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施要綱第6の3に基づき、当該年度の事業終了後速やかに、別記様式第4号により、当該年度の事業実施状況について、生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中において、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。
- 3 生産局長は、事業実施状況の報告内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必

要な措置を講じるものとする。

第11 事業評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による自己評価及びその報告は、別記様式5号により、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式6号により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第12 成果の普及

- 1 事業実施主体は、各事業の趣旨に鑑み、その成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等により、各事業における成果等を公表するものとする。
- 2 事業実施主体は、生産局長が各事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。